

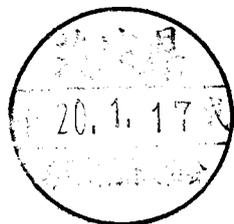
平成20年1月21日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会長代行 赤木 裕

毒物及び劇物取締法第12条第2項2号に規定する「成分」の記載について

このことについて、平成20年1月10日付け薬第1101号をもって茨城県保健福祉部薬務課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

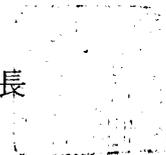


薬 第 1 1 0 1 号

平成20年1月10日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部薬務課長



毒物及び劇物取締法第12条第2項2号に規定する「成分」の記載について

このことについて、平成19年12月28日付け薬食化発第1228001号をもって厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長から、別添のとおり通知がありましたので、貴会関係会員によくお知らせ下さい。

薬食化発第1228001号

平成19年12月28日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿
 { 特別区 }

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室長



毒物及び劇物取締法第12条第2項2号に規定する「成分」の記載について

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第2項2号に規定する「成分」の記載については、同法の運用において、本文言について明確化する観点から、下記のとおり示すので御了知のうえ、運用に遺漏なきようご配慮願いたい。

記

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第12条第2項2号に規定する「成分」の記載については、法定名又は化学物質を特定できる名称とするが、原則として、品目特定の観点から法定名において、例えば、「無機シアン化合物」のように群として毒物又は劇物に指定されているものは、「シアン化カルシウム」のように化学物質を特定できる名称を記載するものとする。

なお、化学物質を特定できる名称とは、原則として、IUPAC（国際純正及び応用化学連合）命名法による名称をいうが、例えば、「水酸化ナトリウム」（法定名）は、一般に流通している化学物質を特定できる名称である「苛性ソーダ」でも可とする。

